

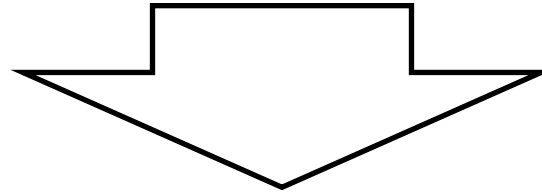
医療界の控除対象外消費税問題の 抜本的解決に向けて

平成29年10月3日

公益社団法人 日本医師会

副会長 今村 聡

社会保険診療は、消費税「非課税」
その一方、「公定価格」であるため、
消費税相当額を価格に上乗せできない



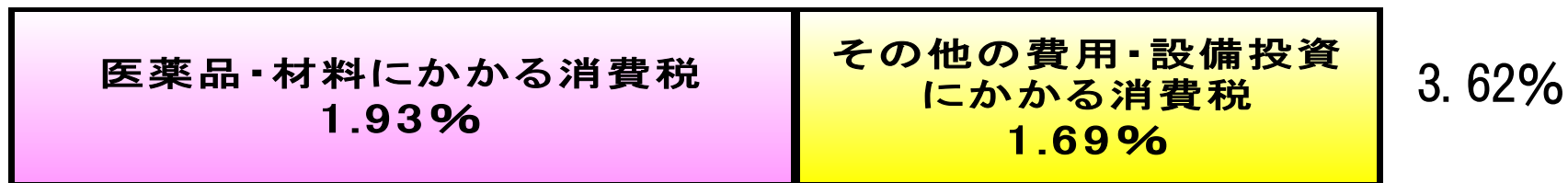
控除対象外消費税

診療報酬への上乗せ対応

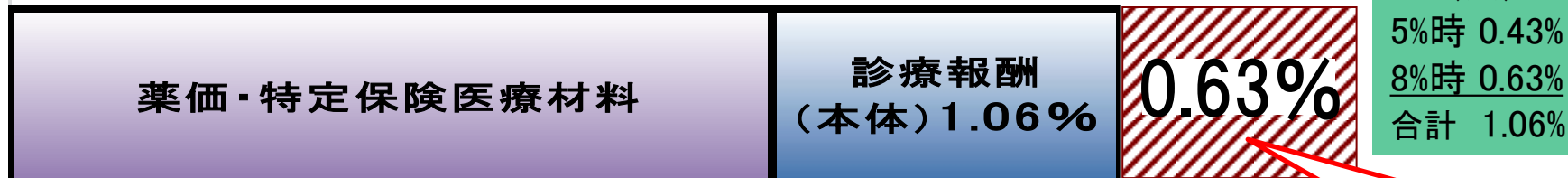
5%時点までの本体部分の補てん不足は、依然として残っている。

税率8%に対して

医療機関の支払う消費税(診療収入に対する割合)



診療報酬への上乗せ対応(平成26年改定を含む)



年間約2,600億円
 (平成26年度予算ベースの
 国民医療費41.3兆円に
 0.63%を乗じた場合)

診療報酬(本体)への上乗せが依然として補てん不足

※医療機関の支払う消費税の数値は、第20回医療経済実態調査(平成27年)の平成26年度費用構造推計結果より算出

厚生労働省「消費税率8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果について」

(第13回中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会、H27.11.30)より

消費税率5%から8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果① (全体)

- 医療機関等全体で見た補てん差額は+54億円、補てん率は102.07%であった。
- 病院、一般診療所、歯科診療所の補てん率は100%を上回った一方で、保険薬局の補てん率は100%を下回った。

(1施設・1年間当たり)

	全体 (国民医療費ベース)	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	2,648 億円	28,167 千円	816 千円	362 千円	251 千円
3%相当負担額 (B)	2,594 億円	27,518 千円	772 千円	360 千円	291 千円
補てん差額 (A-B)	54 億円	649 千円	44 千円	2 千円	▲41 千円
補てん率 (A/B)	102.07 %	102.36 %	105.72 %	100.68 %	86.03 %
医業・介護収益 (C)	40 兆7,754 億円 国民医療費	3,757,894 千円	151,347 千円	51,032 千円	175,537 千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合 (A-B)/C	0.01 %	0.02 %	0.03 %	0.00 %	▲0.02 %
集計施設数	—	(1,044)	(1,083)	(313)	(849)

※ 全体の値は、平成26年度の国民医療費(平成25年度の国民医療費等から推計)をベースにしたものであり、病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の値を平成25年度国民医療費の構成比率によって算出したもの

※ 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の値は、施設の類型別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの

〔第20回医療経済実態調査、レセプト情報・特定健診等情報データベース及び平成25年度国民医療費等を基に、厚生労働省保険局医療課において推計〕

マクロの補てんはできても、個々の医療機関ごとの補てんにはバラツキが生じる
⇒現行方式の限界

補填率	病院数	分布割合(%)	給与比率(%)	減価償却率(%)
50%未満	14	4.6	49.2	7.8
50%以上100%未満	184	60.7	52.5	6.6
100%以上150%未満	63	20.8	56.9	4.3
150%以上	42	13.9	63.3	3.4
合計	303	100.0	54.7	5.7

中央値 84.2%

※2015年2月17日 四病院団体協議会・日本病院団体協議会
「医療機関における消費税に関する調査結果(最終報告書)」より抜粋

『平成29年度税制改正大綱』(自民党・公明党 H28.12)より抜粋

(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

- ・医療の設備投資に関する特例措置(税額控除・特別償却)については、「長期検討」項目とされた。

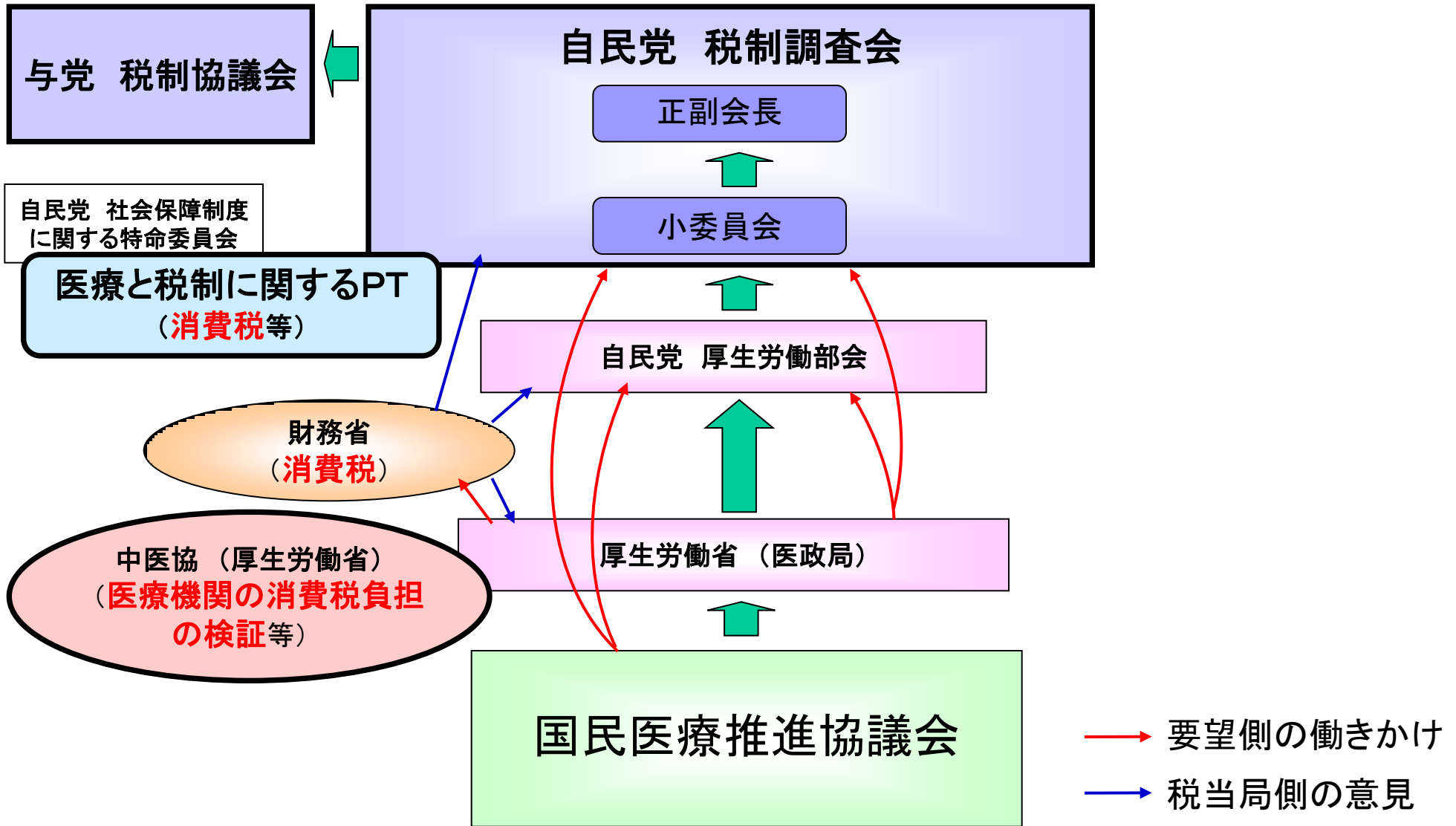
日本医師会・四病院団体協議会 平成30年度税制改正要望 H29.9

消費税対策

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乘せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。

-消費税-

控除対象外消費税問題の抜本的解決へ向けて



国民医療推進協議会
一丸となって要望活動を行い、
この問題の抜本的解決を実現しよう。